

現行	改定
投資信託の取引にかかる一般規約	投資信託の取引にかかる一般規約
前文	前文
株式会社 SMBC 信託銀行(以下、「当行」といいます)と投資信託の取引を行う場合、預金口座取引一般規約に加えて、下記の条項を確認し同意したものととして取扱います。	株式会社 SMBC 信託銀行(以下、「当行」といいます)と投資信託の取引を行う場合、預金口座取引一般規約(SMBC 信託銀行バンキングカード規定等関連する規定を含みます)に加えて、下記の条項を確認し同意したものととして取扱います。
第16条 免責事項等	第16条 免責事項等
<p>1. 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。</p> <p>① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>③ 当行所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名とを当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、寄託した証券の返還その他の処理が行われることにより生じた損害</p>	<p>1. 次に掲げる損害については、当行は免責されるものとします。</p> <p>① 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害</p> <p>② 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害</p> <p>③ 当行所定の書類に押印した印影又は署名と届出の印鑑又は署名、あるいは当行ウェブサイトに掲げる対象取引において暗証番号読取機に入力された暗証と当行に登録済みの暗証とを当行が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、寄託した証券の返還その他の処理が行われることにより生じた損害</p>
附則	附則
第1条 この規約は、2019年10月1日から施行する。	第1条 この規約は、2020年4月10日から施行する。